

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付をお願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください。)

2020 年 6 月 10 日

「パラオ国橋梁セクター情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))」(公示日:2021 年 5 月 26 日/調達管理番号:21a00224)
について、以下のとおり質問します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	15 ページ、現地作業(1)	現地到着後 1~2 週間の強制隔離期間中は現地実施機関との Web 会議等も不可能という理解で宜しいでしょうか？	隔離期間中も実施機関等との Web 会議は可能です。 パラオ政府から、コロナ禍でのパラオへの入国について以下のサイトにてアナウンスされています。 https://www.palagov.pw/travel また、2021 年 5 月 6 日付でパラオ保健省より以下の措置が発表されています。 https://www.palagov.pw/wp-content/uploads/2021/05/MOH-Directive-No.13-21-Re-Authorizing-COVID-19-Quarantine-.2021.pdf 現段階では、現地渡航に不確実性を伴っていますが、技術提案書作成及び入札書積算に際しては、現地渡航を実施する前提での作業をお願いします。
2	同上	現地到着後から強制隔離先までは拘束されるのでしょうか？拘束される場合は、隔離期間中の連絡手段等を日本で準備(wifi ルーターのレンタル等)して行く必要があるかとおもいますが、その費用はコロナ対策関連経費のパラオ入国後の隔離関連経費に計上可能でしょ	上記 1 のとおり直近の措置ではパラオ到着後の隔離は強制隔離ではなく自主隔離ですので、ご自身でホテルを手配してホテルまで移動いただくこととなります。大抵の場合ホテルには無料の Wifi がついていると思いますが、ホテルによっては有料である、またあってもつながりが悪い等の場合もありますので、wifi ル

通番号	当該頁項目	質問	回答
		うか？	<p>ーターのレンタル等の費用計上を認めます。</p> <p>自主隔離期間中であっても業務に従事されていれば、隔離関連経費ではなく通常通りに計上ください。業務に従事されない期間については待機期間になりますので、計上はできません。</p>
3	入札説明書:p16	<p>ミナト橋及びコースウェイの設計図面(1979年の工事完成図)及びミナト橋及びコースウェイの補修設計図書及び補修設計図面(2005年頃と推定)を共有いただけないでしょうか。</p>	<p>1979年の工事完成図は JICA では入手できておりません。なおミナト橋及びコースウェイの補修設計図面等はこちらの資料 8.1 を参照ください。</p> <p>https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000161828.html</p>
4	入札説明書:p15	<p>第2章特記仕様書の脚注5(P.15)「現地作業期間(到着日および出発日を含め 32 日間程度を想定)・・・」の記載により、橋梁計画、橋梁構造診断担当の2名が9月上旬～10月上旬に現地作業を 32 日間程度実施する想定と理解しますが、P.20の第3章技術提案書作成要領では「現地作業:2人月(現地渡航回数:延べ3回)」となっております、上記第2章特記仕様書脚注5に記載の現地作業期間と整合しません。どちらが正しいかご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>「橋梁計画」及び「橋梁構造診断」が9月上旬～10月上旬に各 32 日間(到着日及び出発日を含む。業務を行わない強制隔離期間(待機期間)が発生する場合は同期間を除く)、遅れて「構造試験・分析」が9月下旬～10月上旬に 10 日間(到着日及び出発日を含む。業務を行わない強制隔離期間(待機期間)が発生する場合は同期間を除く)、合計 74 日間の現地作業期間を想定しているものです。到着・出発日を除く 68 日間は 2.27 人月(渡航回数は3名各1回で延べ3回)となります。なお、上記はパラオ到着後2週間の強制隔離と1週間の自己隔離が求められていたことを踏まえ、「橋梁計画」及び「橋梁構造診断」の渡航は8月中旬、「構造試験分析」の渡航は9月初旬、その後、現地で2週間の強制隔離後に、それぞれ9月上旬/9月下旬に実際の業務を開始する想定としていたものです。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
			<p>6月4日時点では、2021年5月6日付でパラオ保健省より発表された以下の措置に基づき、パラオ到着後の隔離は1週間の自主隔離のみとされ、自主隔離期間中は滞在先から業務地への移動を含む最低限の移動が許されています。パラオ国内及び経由地のコロナ感染状況により、今後もパラオ政府の措置に再度変更が生じる可能性があります。</p> <p>https://www.palagov.pw/wp-content/uploads/2021/05/MOH-Directive-No.13-21-Re-Authorizing-COVID-19-Quarantine-.2021.pdf</p>
5	<p>公告、および入札説明書 p.19 「(2)業務量の目途」</p>	<p>公告の「人月合計」と入札説明書の「業務量の目途」で数量が異なっていますが、入札説明書の人月数を参考にすべきでしょうか。 公告:10.32カ月(現地3.87 国内6.45) 入札説明書:6カ月(現地2 国内4) 渡航回数3回</p>	<p>失礼致しました。公示の「目的」の部分の記載が違っておりました。正しくは、公示の「業務量想定」と入札説明書に記載しております6MMになります。</p>
6	<p>公告、および入札説明書 p.20 「(3)業務従事者の構成」</p>	<p>業務担当分野が公告と入札説明書で異なっていますが、入札説明書が正で宜しいでしょうか。</p>	<p>こちらも通番号1同様に、「目的」の記載が違っており、入札説明書の記載事項が正となります。</p>
7	<p>入札説明書 p.14 調査の目的ほか</p>	<p>ボックスカルバートと記載がありますが、配布資料の写真を見る限り、構造が異なるスラブカルバートと想定されます。 スラブカルバートの場合、カルバートのスパンが異なってくるため、最大幅を提示頂けますか。</p>	<p>ご指摘のとおりスラブカルバートで5,600mmとなりますが、基本設計調査報告書をご確認いただき、現地の状況を優先ください。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
8	入札説明書 p.16 カルバートに関する調査内容	中性化試験、塩化物含有量試験、強度試験などは、ミナト橋に関する内容となっています。カルバート部材についても、上記の詳細試験や詳細調査が必要となった場合は、別途見積りと考えて宜しいでしょうか。	別見積りとして参考見積をお願いいたします。
9	入札説明書 p.17「(4)ファイナルレポートの作成(2022年1月下旬。和文及び英文 ⁹)」	注釈に「翻訳料、の発生を想定」とありますが、英文の翻訳料が積算対象となりますでしょうか。	英文の翻訳料ではなく、必要な場合のパラオ語への翻訳を想定しています。技術提案書、入札書作成の段階での積算は不要ですので、計上しないでください。
10	入札説明書 p.22「4」パラオ渡航に係る検疫について」	パラオ国渡航に際し、本邦出発前に必要な2週間の自主隔離期間も、帰国後の日本政府の水際対策強化に係る14日間の隔離同様に、自宅に滞在できない場合は日当・宿泊料の計上が認められますでしょうか。	本邦出発前の自己隔離については、渡航先国から本邦への帰国時の、従事者が感染している可能性がある場合とは異なるため、ご自宅で自己隔離できない想定はありません。必要であれば別見積書に計上いただき、契約時にご相談下さい。

以上